

契約からの暴力団等の排除の徹底について

平成25年度から淡路市暴力団排除条例を制定し、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施していますが、より一層の向上を図るため、入札制度の改善を図ります。

平成27年4月1日以降の発注分から、本市と相手方との全ての契約時において、暴力団に該当しない旨等を記載した誓約書を提出させる契約の金額を、500万円を超える金額から200万円を超える金額に引き下げることになりましたので、契約締結にあたってはご留意いただきますようお願いします。

誓約書の提出についての詳細は、以下をご確認ください。

- 様式第1号 建設工事 受注者用
- 様式第2号 委託その他（建設工事を除く。）
- 様式第3号 建設工事 下請負人用